

△招 集

川越地区消防組合告示第一号

平成二十四年川越地区消防組合議会第一回定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年三月十四日

川越地区消防組合管理者  
川 合 善 明

一 日 時 平成二十四年三月二十一日 午後一時

二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

平成二十四年三月二十一日 一 日 間



△議事順序

午後一時開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

吉田 光雄 議員

関口 勇 議員 を指名する。

三、日程第五については、平成二十三年九月二十八日以降受理した監査結果を報告する。

四、日程第六以下については、報告事項を公表した後、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。

五、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、四の例により審議を行う。

なお、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第一回定例会を閉会する。

△議事日程

平成二十四年三月二十一日 午後一時開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第百二十一条の規定による出席者の報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 監査結果の報告について

日程第六 報告書の提出について

報告第一号 専決処分の報告について

日程第七 議案第一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第八 議案第二号 川越地区消防組合執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第九 議案第三号 川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第一〇 議案第四号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第一一 議案第五号 平成二十三年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）

日程第一二 議案第六号 平成二十四年度川越地区消防組合一般会計予算

△議場に出席した議員（二三人）

第一番 道祖土 証 議員 第二番 森田 敏男 議員

第三番 爲水 順二 議員 第四番 江田 肇 議員

第五番 桐野 忠 議員 第六番 片野 広隆 議員

第七番 柿田 有一 議員 第八番 吉田 光雄 議員

第九番 関口 勇 議員 第一〇番 若海 保 議員

第一一番 高橋 剛 議員 第一二番 小野澤康弘 議員

第一三番 清水 京子 議員

△欠席議員（なし）

△地方自治法第百二十一条の規定による議場に出席した理事者

管理者 川合 善明

副管理者 高田 康男

副管理者	大野 英夫
会計管理者	岡部 宏
消防局長	大河内 弥一
次長	大久保 愛一郎
〃	吉沢 照雄
川越北消防署長	市ノ川 信雄
川越中央消防署長	小林 久雄
川越西消防署長	勢 正夫
川島消防署長	梶野 芳男
総務課長	斉木 利之
予防課長	木村 圭夫
警防課長	忍田 茂巳
救急課長	岸田 隆
指揮統制課長	渋谷 徹

△議場に出席した職員

書記長	飯 寫 文明
書記	大河内 徹
〃	澤田 英司
〃	矢島 勝寿

△開 会 (午後一時十三分)

○江田 肇議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成二十四年三月二十一日開会の川越地区消防組合議会第一回定例会の議会は成立しております。  
これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○江田 肇議長 直ちに会議を開きます。  
日程に入ります。日程第一、会期決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。川越地区消防組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○江田 肇議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。  
管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。  
(澤田英司書記 朗読)

川消総発第一四二八号  
平成二十四年三月二十一日

川越地区消防組合議長 江田 肇 様  
川越地区消防組合管理者 川合 善明

議案の提出について (通知)

平成二十四年本組合議会第一回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

- 一 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
- 二 川越地区消防組合執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
- 三 川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて
- 四 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

- 五 平成二十三年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)
- 六 平成二十四年度川越地区消防組合一般会計予算

川消総発第一四二九号

平成二十四年三月二十一日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様  
川越地区消防組合管理者 川合 善明

報告書の提出について(通知)

平成二十四年本組合議会第一回定例会に、次の報告書を提出いたします。

記

一 専決処分の報告について

○江田 肇議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第百二十一条の規定による出席者の報告について

○江田 肇議長 日程第三、地方自治法第百二十一条の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

地方自治法第百二十一条の規定による出席要求に基づき、管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会発五一号

平成二十四年三月十四日

川越地区消防組合管理者 川合 善明 様  
川越地区消防組合議会議長 江田 肇

出席要求書

地方自治法第百二十一条の規定により、三月二十一日午後一時開会の川越地区消防組合議会第一回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任

を受けた者の出席を要求します。

川消総収第一三九一号

平成二十四年三月二十一日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様  
川越地区消防組合管理者 川合 善明

出席通知書

要求により、平成二十四年本組合議会第一回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者 川合 善明

副管理者 高田 康男

〃 大野 英夫

会計管理者 岡部 宏

消防局長 大河内 弥一

次長 大久保 愛一郎

〃 吉沢 照雄

川越北消防署長 市ノ川 信雄

川越中央消防署長 小林 久雄

川越西消防署長 勢 正夫

川島消防署長 梶野 芳男

総務課長 斉木 利之

予防課長 木村 圭夫

警防課長 忍田 茂巳

救急課長 岸田 隆

指揮統制課長 渋谷 徹

△日程第四 会議録署名議員指名について

○江田 肇議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。  
会議規則第八十一条の規定により、会議録署名議員二人の指名を行います。

吉田 光雄 議員  
関口 勇 議員

以上二人の方を指名いたします。

△日程第 五 監査結果の報告について

○江田 肇議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題といたします。

監査委員より、平成二十三年九月二十八日以降、本日まで七件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第二四号

平成二十三年九月二十八日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄  
同 清水 京子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十三年度八月分例  
月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出  
する。

川消監発第二六号

平成二十三年十月二十一日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄  
同 清水 京子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十三年度九月分例  
月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出  
する。

川消監発第二九号

平成二十三年十一月二十二日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄  
同 清水 京子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十三年度十月分例  
月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出  
する。

川消監発第三二号

平成二十三年十二月二十一日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄  
同 清水 京子

定例監査の結果について（報告）

地方自治法第九十九条第四項の規定に基づき、川越地区消防組合の監査を執行  
したので、同条第九項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三三号

平成二十三年十二月二十一日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄

同 清水 京子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十三年十一月分  
例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三五号

平成二十四年一月二十三日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄

同 清水 京子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月分  
例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三七号

平成二十四年二月二十三日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄

同 清水 京子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十三年一月分  
例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出

する。

△日程第六 報告書の提出について

報告第一号 専決処分報告について

○江田 肇議長 日程第六、報告書の提出についてを議題といたします。

報告第一号

専決処分の報告について

地方自治法第八十条第一項の規定により、議会において指定されている事項について別記のとおり専決処分したので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十四年三月二十一日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△報告第一号の説明（消防局長）

○江田 肇議長 報告第一号について説明を願います。

（大河内弥一消防局長登壇）

○大河内弥一消防局長 たいま上程になりました報告第一号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

本件は、平成二十三年十一月十日午後一時二十五分ごろ、川越市大字大袋新田地内における建物火災の消火活動中に起きましたアルミ製フェンス支柱の破損事故の賠償金といたしまして、フェンス支柱一本の修理費四万七千二百五十円を相手方の川越市大字大袋新田百十八番地一、片田 誠様に支払うことについて、専決処分をしたことを報告するものでございます。

事故の概要でございますが、片田宅東側に隣接する建物火災での消火活動中、火元建物の敷地内へ消防ホースを延長するため、片田宅北東側の高さ約一・二メートルのフェンスを乗り越えようと手をかけ、体重をかけたところ、フェンスの支柱が

破損したものでございます。

以上で専決処分の報告の御説明とさせていただきます。

○江田 肇議長 以上で説明は終わりました。

△質疑

○江田 肇議長 本報告につき、御質疑ございませんか。―これをもって報告を終わります。

△管理者あいさつ

○江田 肇議長 申し上げます。管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 本日は、平成二十四年度の当初予算案を御審議いただきます第一回定例会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、日ごろから諸般にわたりまして御指導をいただきまして、まことに感謝申し上げます。

御承知のとおり川越市、川島町ともに厳しい財政状況でございますが、平成二十四年度の当初予算案といたしましては、平成二十三年度の当初予算対比で〇・二%増の四十七億三千五百四十九千円の予算規模となっております。

主な施策といたしましては、消防救急無線のデジタル化に向け推進を図るとともに、初動消防力の強化といたしまして、消防ポンプ自動車を初めとする消防車両の更新整備のほか、東日本大震災を踏まえての消防資機材等の整備、さらには救急救命士の養成、救急資機材等の整備など、救急業務体制の充実・高度化を図るものでございます。

また、火災予防対策といたしましては、市民、町民の防火・防災意識の高揚を図るための普及啓発並びに事業所の防火・防災管理体制の充実をより一層図ってい

うとするものであります。

本日は、平成二十四年度の当初予算案のほか、組合条例の一部改正が四件、平成二十三年度の一般会計の補正予算案がございます。議案の概要につきましては消防局長に説明をいたさせますが、議員各位におかれましては、何とぞ全議案を速やかに御審議の上、御賛同をいただきますようお願い申し上げます。

当組合といたしましても、市民、町民が安心して暮らせる安全な地域づくりのため全力で取り組んでまいりますので、今後とも安全・安心の確保という観点に立ちます組合行政につきまして、議員各位の御指導と御協力を切にお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

○江田 肇議長 以上で管理者の発言を終わります。

△日程第七 議案第一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する

○江田 肇議長 日程第七、議案第一号、川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一号

川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十四年三月二十一日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明(消防局長)

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。



(大河内弥一消防局長登壇)

○大河内弥一消防局長 ただいま上程になりました議案第一号、川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

川越市において町の区域が新たに画されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、消防署の管轄区域を規定する別表中、川越中央消防署の項に「大塚二丁目」、「南大塚六丁目」及び「むさし野南」を加えようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日は公布の日としようとするものでございます。以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○江田 肇議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第八 議案第二号 川越地区消防組合執行機関の附属機関に関する条例の

一部を改正する条例を定めることについて

○江田 肇議長 日程第八、議案第二号、川越地区消防組合執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第二号

川越地区消防組合執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十四年三月二十一日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○江田 肇議長 提案理由の説明をお願いします。  
(大河内弥一消防局長登壇)

○大河内弥一消防局長 ただいま上程になりました議案第二号、川越地区消防組合執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例第六条の規定により、その例によることとされております川越市職員退職手当条例の一部改正により、懲戒免職等を受けた職員に対する退職手当の新たな支給制限、返納制度が整備されたことに伴い、退職手当の支給制限等の処分について調査、審議する附属機関を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、別表において川越地区消防組合退職手当審査会の設置とその職務を規定しようとするものでございます。

また、附則におきまして、川越地区消防組合特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、退職手当審査会委員の報酬を定めようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、公布の日としようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○江田 肇議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を結びたいします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第九 議案第三号 川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

○江田 肇議長 日程第九、議案第三号、川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第三号

川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十四年三月二十一日提出

△提案理由の説明(消防局長)

○江田 肇議長 提案理由の説明をお願いします。

(大河内弥一消防局長登壇)

○大河内弥一消防局長 ただいま上程になりました議案第三号、川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴いまして、手数料徴収事務の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る審査手数料を定めようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成二十四年四月一日としようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○江田 肇議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ございませんか。―質疑なしと認めます。質疑を結びたいします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一〇 議案第四号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

○江田 肇議長 日程第十、議案第四号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第四号

川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十四年三月二十一日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明（消防局長）

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

（大河内弥一消防局長登壇）

○大河内弥一消防局長 ただいま上程になりました議案第四号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

危険物の規制に関する政令の一部改正により、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が消防法上の危険物として新たに追加されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物として追加されることに伴い、新たに指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵

し、又は取り扱う場所となるものにおける位置、構造、設備に係る技術上の基準等の適用につきまして、所要の経過措置を設けようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成二十四年七月一日としようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○江田 肇議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ございませんか。一質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。一討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一一 議案第五号 平成二十三年度川越地区消防組合一般会計補正予算（

第二号）

○江田 肇議長 日程第十一、議案第五号、平成二十三年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案第五号

平成二十三年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）

平成二十三年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）は、次に定めると

ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

第一条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百二十四万六千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十七億四千八百三十八万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第二条 地方債の変更は、「第二表地方債補正」による。

平成二十四年三月二十一日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

(大河内弥一消防局長登壇)

○大河内弥一消防局長 ただいま上程になりました議案第五号、平成二十三年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書五のページをごらんいただきたいと存じます。

第一条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百二十四万六千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十七億四千八百三十八万円にしようとするものでございます。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、五の二ページの第一表、歳入歳出予算補正の金額にしようとするものでございます。

第二条、地方債の補正は、五の三ページの地方債の限度額を、歳入予算補正後の組合債の金額に合わせ、第二表、地方債補正の金額に変更しようとするものでござ

います。

それでは、別冊の平成二十三年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書(第二号)によりまして御説明申し上げます。

初めに、五ページの歳出から御説明を申し上げたいと存じます。

常備消防費、三百七十六万六千円の追加は、職員人件費、警防事務、車両資機材管理及び消防資機材整備に係ります東日本大震災の発生に際して出動した緊急消防援助隊の活動費を追加しようとするものでございます。並びに、消防車両整備に係ります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、川越非常備消防費、百五十二万円の減額は、川越市消防団消防車両整備に係ります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。川越市消防団事務につきましては、財源の内訳を補正しようとするものでございます。

六ページに移りまして、川越水利施設費、百九十万円の減額は、川越市水利の増設に係ります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、川島水利施設費、百五十九万二千円の減額は、川島町消防水利の増設に係ります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。引き続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

二ページをごらんいただきたいと存じます。

負担金、六十五万六千円の追加は、消防組合負担金といたしまして、常備消防費の追加に伴い、川越市、川島町それぞれ共通経費に係る負担金を追加しようとするものでございます。並びに、川越非常備消防費及び川島水利施設費の減額に伴い、川越市の非常備消防費に係る負担金及び川島町の水利施設費に係る負担金をそれぞれ減額しようとするものでございます。

次に、繰越金、七百六十一万八千円の減額は、前年度剰余金といたしまして、剰余額の決定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、三ページに移りまして、雑入、百十二万円の追加は、雑入といたしまして、川越市消防団事務に係ります消防団員安全装備品整備等助成金の交付に伴い、追加

しようとするものでございます。

次に、消防債、六千二百万円の減額は、消防施設整備事業債といたしまして、消防ポンプ自動車二台、救助工作車一台及び防火水槽二基に係ります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、四ページに移りまして、消防費国庫負担金につきましては、歳入科目を新たに設定し、一千五百六十六万六千円を計上いたしました。緊急消防援助隊活動費負担金といたしまして、東日本大震災の発生に際して出動した緊急消防援助隊の活動費にかかわる国庫負担でございます。

次に、消防費国庫補助金につきましては、歳入科目を新たに設定し、五千四百三十三万円を計上いたしました。消防施設等整備費補助金といたしまして、救助工作車及び同車両に積載する各救助資機材の整備に係る国庫補助の採択に伴うものでございます。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページにございます歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめたものでございます。

なお、七ページ以降にございます附表一及び附表二につきましては、給与費明細書及び地方債に関する調書でございますが、説明は省略をさせていただきますと思います。

以上で提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○江田 肇議長 提案理由の説明は終わりました。

#### △質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一二 議案第六号 平成二十四年度川越地区消防組合一般会計予算

○江田 肇議長 日程第十二、議案第六号、平成二十四年度川越地区消防組合一般会計予算を議題といたします。

#### 議案第六号

平成二十四年度川越地区消防組合一般会計予算

平成二十四年度川越地区消防組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ四十七億三千五百四十九千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十条第一項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第二表地方債」による。

(一時借入金)

第三条 地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、三億円と定める。

平成二十四年三月二十一日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○江田 肇議長 提案理由の説明をお願いします。

（大河内弥一消防局長登壇）

○大河内弥一消防局長 たいだいま上程になりました議案第六号、平成二十四年度川越地区消防組合一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書六の一ページをごらんいただきたいと存じます。

第一条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十七億三千五百十四万九千円と定めようとするものとございます。平成二十三年当初予算と比較いたしますと、割合にして〇・二%、額にして八百三十六万九千円の増額となっております。消防費の増額が主な要因でございます。川越市消防団車庫建設事業に伴います川越非常備消防費の増額が主なものとございます。

第二項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、六の二、六の三ページの第一表歳入歳出予算のとおりに定めようとするものとございます。

第二条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、六の四ページ、第二表地方債のとおりに定めようとするものとございます。

第三条、一時借入金への借入れの最高額を三億円と定めようとするものとございます。

それでは、別冊の平成二十四年度川越地区消防組合一般会計予算説明書によりまして御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

二ページをごらんいただきたいと存じます。

負担金の総額は四十四億七千四百五十六万六千円を計上いたしました。消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町それぞれの共通経費、非常備消防費、水利施設費、公債費、予備費及び川越市の消防用地費からなる内容でございます。

次に、消防使用料は百四万円を計上いたしました。行政財産使用料といたしまし

て、消防庁舎に設置されております自動販売機に係る見込み額でございます。

三ページに移りまして、消防手数料の総額は三百三万円を計上いたしました。危険物製造所等設置許可申請等手数料及び火薬類譲渡等許可申請手数料の見込み額でございます。

次に、利子及び配当金は十二万四千円を計上いたしました。基金利子といたしまして、職員退職手当基金に係る見込み額でございます。

次に、物品売却収入一千円は、科目の設定でございます。

次に、繰越金二千万円を計上いたしました。前年度剰余金の概算額でございます。

四ページに移りまして、預金利子一千円は、科目の設定でございます。

次に、受託収入の総額は一千二百八万一千円を計上いたしました。受託収入といたしまして、川越自警消防費、川島自警消防費及び川越水防費からなる内容でございます。

次に、雑入の総額は一千二百七十万六千円を計上いたしました。支弁金といたしまして、関越高速道路救急業務支弁金、雑入といたしまして、川越市、川島町それぞれの消防基金支払金収入及び余剰電力売却収入などの見込み額でございます。

五ページに移りまして、消防債の総額は二億一千六十万円を計上いたしました。消防施設整備事業債といたしまして、指揮車一台、消防ポンプ自動車二台、高規格救急自動車四台、防火水槽二基及び車庫待機室新築工事の見込み額でございます。

引き続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

六ページをごらんいただきたいと存じます。

議会費の総額は五百七十四万円を計上いたしました。議会事務につきましては、消防組合議会議員の報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。

七ページに移りまして、一般管理費の総額は二百六十万三千円を計上いたしました。一般管理事務につきましては、特別職の報酬等に係る所要額でございます。

次に、公平委員会費の総額は九万四千円を計上いたしました。公平委員会事務につきましては、公平委員の報酬等に係る所要額でございます。

八ページに移りまして、監査委員費の総額は三十九万三千円を計上いたしました。監査事務につきましては、監査委員の報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。

九ページに移りまして、消防費でございます。常備消防費の総額は四十億六千六百八十八万八千円を計上いたしました。事業概要につきましては、職員人件費、火災予防対策、救急高度化及び消防車両整備等の常備消防に係る事業の内容でございます。

主な事業につきまして申し上げますと、職員人件費につきましては、給料、職員手当等及び共済費に係る所要額でございます。次に職員事務につきましては、消防学校、消防大学校等の教養及び研修、福利厚生及び給貸与物品に係る所要額でございます。次に火災予防対策の推進と普及啓発につきましては、事業所の防火管理体制の充実及び市・町民の防火意識の高揚を図るための普及啓発に係る所要額でございます。次に消防車両整備につきましては、指揮車一台、消防ポンプ自動車一台、高規格救急自動車四台及び連絡車一台の更新整備に係る所要額でございます。次に救急高度化の推進につきましては、応急手当の普及啓発、救急救命士の養成及び救急隊員の教育等に係る所要額でございます。次に消防通信整備につきましては、消防緊急通信指令システムの維持管理等に係る所要額でございます。次に川越北、川越中央、川越西及び川島の各消防署の警防、救急、救助の各業務費につきましては、消防活動資機材の整備に係る所要額でございます。

十四ページに移りまして、常備施設費の総額は六千三百八十八万八千円を計上いたしました。施設管理、川越市分消防用地費、消防庁舎改修及び消防局庁舎建設の各事業でございます。

主な事業について申し上げますと、消防庁舎改修につきましては、高階分署庁舎の屋上防水等改修工事に係る所要額でございます。

次に、非常備消防費でございます。川越非常備消防費の総額は一億三千二百四十九万九千円を計上いたしました。川越市消防団に係る消防団事務、消防団施設管理、

消防団車庫建設、消防団車両管理及び消防団消防車両整備の各事業でございます。

主な事業につきまして申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費及び旅費等の消防団運営に係る所要額でございます。消防団車庫建設につきましては、川越市消防団福原分団の車庫待機室新築工事に係る所要額でございます。消防団消防車両整備につきましては、川越市消防団第二分団に配備する消防ポンプ自動車に係る所要額でございます。

十六ページに移りまして、川島非常備消防費の総額は二千七百四十五万七千円を計上いたしました。川島町消防団に係る消防団事務、消防団施設管理及び消防団車両管理の各事業でございます。

主な事業につきまして申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費及び旅費等の消防団運営に係る所要額でございます。

十七ページに移りまして、水利施設費でございます。川越水利施設費の総額は一億八百五十二万一千円を計上いたしました。川越市に係る水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の維持管理、防火水槽一基の新設工事及び消火栓の設置等に係る所要額でございます。

次に、川島水利施設費の総額は一千四百三十四万四千円を計上いたしました。川島町に係る水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の維持管理、防火水槽一基の新設工事及び消火栓の設置等に係る所要額でございます。

十八ページに移りまして、自警消防費でございます。川越自警消防費の総額は五百六十四万三千円を計上いたしました。川越市自警消防隊運営事務及び川越市自警消防隊資機材管理の各事業でございます。自警消防隊に対する補助金及び資機材等の維持管理に係る所要額でございます。

次に、川島自警消防費の総額は二百八十四万五千円を計上いたしました。川島町自警消防団運営事務につきましては、自警消防隊に対する補助金の所要額でございます。

十九ページに移りまして、水防費でございます。川越水防費の総額は三百五十九

万三千円を計上いたしました。川越市水防団運営事務につきましては、水防団員の共済費、旅費等に係る所要額でございます。

二十ページに移りまして、公債費でございます。元金の総額は二億七千三百六十六万七千円を計上いたしました。消防組合、川越市及び川島町それぞれの元金償還に係る所要額でございます。

次に、利子の総額は二千三百三十三万四千円を計上いたしました。消防組合、川越市及び川島町それぞれの利子償還に係る所要額並びに一時借入金利子の見込み額でございます。

二十一ページに移りまして、予備費でございます。予備費といたしましては四百五十万円を計上いたしました。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページでございます。歳入歳出予算事項別明細書の総括にまとめたものでございます。

なお、二十二ページ以降にございます附表一及び附表二につきましては、給与費明細書及び地方債に関する調書でございますが、説明は省略をさせていただきますと思います。

以上で提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○江田 肇議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ございますか。柿田有一議員。  
(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 議案第六号、平成二十四年度川越地区消防組合一般会計予算について、何点か質疑をさせていただきます。

先ほど管理者からお話がありました。厳しい財政事情の中、〇・二%増の予算だということでございます。この中でも、無線デジタル化を初め、さまざまな資

機材の充実等の概要が語られました。そこで、何点かお聞きをしたいと思えます。こうした厳しい財政事情の中ではありますけれども、一方で、大変大きなお金がかかる大規模の事業も今後考えなくてはいけないところではなからうかと思えます。その中の二つが、消防局庁舎の建設の問題と、そして先ほどありました消防救急無線のデジタル化、通常の資機材の更新や車両の更新とは別個に大きなお金がかかるということ、この点についてお聞きをしたいと思えます。

まず、一つ目は、消防局庁舎の建設に関して、この間、用地の選定を初め、検討が重ねられているというふうに思いますけれども、その現状ですね。それから、見通しとして、どれぐらいの期間、どれぐらいのお金、規模がかかってくるのか。そうした現状と見通しについて、一点目としてお伺いしたいと思います。

二点目は、消防救急無線のデジタル化、これについても比較的大きなお金が出るということ、これについては期限が決まっているということだそうですので、この点については、主にこの間の経過と、それから財政に関する面のみ。中身については問いませんが、その概要について、主に予算面からお伺いをしていきたいというふうに思います。

三点目ですが、これは大規模なものとは少し外れますけれども、何回も私も議場の場からお話をさせていただくことがあります、消防団の人員の確保についてでございます。この間、私も消防の火災の現場などに比較的立ち会うことがあるんですけども、そのところでは、夜であっても、消防団の方々も一生懸命出て活動されている状況を見ます。一方で、さまざまな場所で団員の方々とお話をする際に、なかなか団員の確保が難しいんだ、こういうことはどこに行ってもお話をされます。そこで、新年度予算で消防団の人員の充実について、どのような形で行われるのか、この点についてお伺いをして、一回目といたします。

(齊木利之総務課長登壇)

○齊木利之総務課長 ただいま御質疑がございました消防局庁舎の建設の現状と見通し並びに消防団員の人員の充実につきまして御答弁申し上げます。



初めに、消防局庁舎建設事業につきましては、川越市におきまして大規模な建設事業が複数実施されることなどの諸事情により、当面事業を先送りせざるを得ない状況となっているところでございます。

今後の計画といたしましては、平成二十四年度、建設候補地調査研究として百万円、平成二十五年度、建設用地の不動産鑑定、地質調査、用地測量及び基本設計を実施する内容で三千七百二十万円、平成二十六年、建設用地取得、造成工事、実施設計等を実施する内容で七億四百一十六万円、平成二十七年から平成二十九年、庁舎及び災害用備蓄庫、訓練施設等を建設する内容で三十九億二千四百六十六万円を計画しております。総額では、既存解体費、備品購入費を含め、約四十六億六千万円を見込んでおります。

また、規模についてでございますが、敷地面積約二万平方メートル、庁舎は鉄筋コンクリート造四階建て、延べ床面積約六千平米を計画しているものでございます。なお、庁舎の耐用年数につきましては、鉄筋コンクリート造の事務所ビルの場合、総務省省令で五十年と規定されております。

続きまして、消防団の人員の充実について御答弁申し上げます。

消防団では欠員が生じており、定数を確保することに苦慮しているのが現状でございます。このような中、消防団長、副団長、各分団長を中心に各自治会等の行事へ参加するなどしまして、自治会への協力依頼や団員募集のポスター配布を実施しております。

また、平成二十年四月に川越市消防団活性化検討委員会、平成二十一年九月には川島町消防団活性化検討委員会を立ち上げまして、さまざまな課題及び消防団員の確保について検討しており、消防団員の家族を交えたレクリエーションの実施を予定しまして、福利厚生の実施を図り、団員が活動しやすい環境づくりに取り組んでおります。

さらには、各行事において団員募集、PR活動の実施、広報紙やホームページへの掲載などで団員募集を行い、消防団員の確保を図っております。以上でございます。

す。

(渋谷 徹指揮統制課長登壇)

○渋谷 徹指揮統制課長 ただいまの柿田議員さんの質疑に対しまして御答弁申し上げます。

私は、消防救急無線のデジタル化につきまして御答弁申し上げます。

まず、埼玉県では、埼玉県消防救急無線の広域化・共同化推進協議会におきまして、整備方針を、消防の広域七ブロックごとに最適な基地局エリアを県として整備することに承認されました。川越地区消防局を含む第三ブロック、六消防本部におきましては、検討会議を重ねた結果、基地局の共同整備費用の低廉化が図れる最適な基地局候補地が選定困難との結論に至りまして、平成二十三年二月付で埼玉県に対しまして、第三ブロック内の各消防本部を基地局方式とする旨の報告をいたしました。その後、当消防局におきましては、共同運用を含む整備方針につきまして再度検討し、安価である単独整備とする方針で計画をしております。

次に、財政面でございますが、まず、平成二十四年度に電波伝搬調査及び基本設計をいたしました。これが三百十万円。次に、平成二十五年に実施設計及び免許申請として二千万円。平成二十六年に機器の整備調達として四億九千六百六十七万九千円となりまして、総事業費五億一千九百七十七万九千円を計画しております。財源の内訳といたしましては、地方債七五％、三億八千七百五十万円を特定財源として充当し、残りの一億二千四百七十七万九千円を一般財源とするものでございます。償還につきましては、平成二十七年から平成三十一年度の五年間となり、年間七千七百五十万円の償還となります。以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 それぞれ御答弁をいただきました。二回目の質疑を申し上げたいと思います。

先ほどの答弁の中身を伺いますと、庁舎建設に関しては総額で四十六億六千万円かかるということで、大変大きな規模が想定をされております。どれぐらい使うか。

これは例示ということで、鉄筋コンクリート造の事務所ビルの場合だとすると、省令で五十年という形が示されているということですが、こうした庁舎等の大規模な施設に関しては、長寿命化の問題などいろいろな形で検討されたり、さまざまなところで議論されているもので、今後そういったものが設計の中でこういった形で反映されるのかということは見ておく必要があるとは思いますが、いずれにしても、それだけ長く使う建物に対して大きなお金がかかってくるということで、これは維持管理についての部分などは含めておりませんから、そういったものはかかるとしても、当面かかるお金が大変大きな額だということではございません。

この面については、川越市において大規模事業があるために先送りせざるを得ないという御答弁でしたけれども、少しきちんと見通しを持ってやらなくてはならない事情も一方ではあるように感じます。訓練施設等の内容も含むということで御答弁があったとおり、今は地域地域、各消防署等々で訓練されている部分が大きいかと思えますけれども、独自の訓練施設がきちんと整備をされれば、まとまった集合の訓練等ができたりますかと、そういった比較的高度な、さまざまなやり方ができる。また、地区の消防体制そのものにも、この消防局の建設はかかわってくる。そういった形で、こういった形、こういった場所を選定し、どういう規模、内容のものが建設されるのかということは、比較的急ぐ必要がある中身ではないかというふうに思います。

そこで、改めてこの点について少し踏み込んでお伺いをしたいと思いますけれども、こういった大きなお金について、起債をどのようにされるのか。また、財源をどのような形で確保されていくのか。それから、償還に当たる年数ですとか、また公債費がどういう形で推移をしていくのかについて、少し御認識をお伺いしておきたいと思えます。

二点目の、消防救急無線のデジタル化については、地方債、それから償還についてまで含めて御答弁があったようですので、この点については、あわせて見ておく必要があると思えますので、この点も、詳細についてはありましたので、このデ

ジタル無線を含めて、二つ合わせて少し、今後控える大きな事業と財政見直しについて、どういう考えで今後やられていくのか、あわせてお伺いしておきたいというふうに思います。

三点目についてはですが、消防団員の人員の拡充、充実にしてお聞きをしました。活性化検討委員会が川越市、川島町それぞれで立ち上げられて、行われている状況については、承知をいたしました。まず、活動しやすい環境づくりを整備されてきたということで、さまざまな催しがやられていることは承知しております。一方で、環境づくりだけではなくて、新しい人たちにどう接近をしていくのか。これは先ほど御答弁にもあった、自治会活動の中に出ていったりだとか、そういうことがやられているということですが、そういうことを含めて、地域づくりそのものが今、いろいろなところで大きな話題になっています。新たな、少し踏み込んだ視点で調査をしたり、それから、新しい団員確保のやり方について少し研究をしてみたらいいのかなというふうに感じたところです。この点については、知恵を出していくのはなかなか難しいことだとは思いますが、新たな研究を少しするべきだと、この点については申し上げておきたいと思えます。

以上、二回目といたします。

(大久保愛一郎次長登壇)

○大久保愛一郎次長 柿田議員の二回目の御質疑に対しまして御答弁を申し上げます。まず、初めに、消防局庁舎建設の財源等々につきましてでございますが、庁舎建設につきましましては、平成二十五年から平成二十九年までの六カ年を計画しております。平成二十四年におきましては、先ほど申し上げたとおり建設候補地の調査研究ということで、二十五年におきましては用地交渉、地質調査、基本設計を計画、また二十六年度は実施設計、造成工事及び用地取得の計画、二十七年度につきましては庁舎建設の四〇％を計画して、二十八年度には庁舎建設の残り六〇％、また災害用備蓄庫建設及び外構工事五〇％を計画しております。最後、二十九年度に業務開始ということで、訓練施設の建設、既存庁舎の解体及び外構整備五〇％を計画し

ている内容でございます。

財源の内訳といたしましては、先ほども御答弁申し上げましたが、建設費用はおおむね四十七億円弱を想定しております。このうち四十一億四千三百十万円を地方債として借り入れ、一千九百九十万円を国庫補助金、また一般財源を五億一千九百九十一万六千円と考えております。総事業費としては、細かく申し上げますと、四十六億六千六百九十一万六千円と計画しております。

また、地方債の償還期間につきましては、五年償還及び二十五年償還の長期にわたる二通りの借り入れと、埼玉県ふるさと創造貸付金、これが十二年償還でございます。この償還方法を計画しております。

五年償還予定の内容につきましては、庁舎実施設計費の八千四百七十万円、また二十五年償還予定につきましては、用地取得費、造成工事費、庁舎工事費、災害用備蓄庫工事費、外構工事費及び訓練施設工事費の合計三十二億六千二十万円、また埼玉県ふるさと創造貸付金につきましては七億九千八百二十万円と、最後、先ほど申し上げました国庫補助金が一千九百九十万円でございます。

なお、この地方債の償還年限につきましては、平成二十七年年度から平成五十四年度までの償還期間となりまして、平均約二億円の償還額が増額するという見込みで計画をしております。

また、先ほどの消防救急デジタル無線に係ります償還が、平成二十七年度から平成三十一年度の五カ年に大体、平均、年間七千七百五十万円ということでございまして、先ほど申し上げました庁舎建設と一部重なりますけれども、その分、五カ年分が、先ほど申し上げた額に七千七百五十万円が上乗せされた総体的な償還額ということになるかと思えます。以上でございます。

○江田 肇議長 暫時休憩いたします。

午後二時十分 休憩

午後二時十四分 再開

○江田 肇議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に御質疑ございますか。片野広隆議員。

(片野広隆議員登壇)

○片野広隆議員 平成二十四年度川越地区消防組合一般会計予算について御質疑を申し上げます。

まず、一点目に、先ほど提案理由の中でも触れられておりましたが、消防債、起債を伴って平成二十四年度も消防車両の整備がなされていくと思えますが、平成二十四年度もそうですが、今後の車両整備の予定についてお伺いをさせていただきます。また、あわせて、NOx・PM法の規制対象になる車両の整備についても、今後の予定をお伺いさせていただきます。

続きまして、予算案の中で消防資機材の整備が約五千五百万円計上されておりますが、その内容についてお聞かせをいただきたいと思えます。

続きまして、三月末、もう今月末になるかと思えますが、川越西消防署の管轄内におきまして大型のショッピングセンターがオープンしていく予定になっているやに聞いておりますが、ショッピングセンターのオープンに伴う消防署の緊急車両等への影響、また周辺環境への対応についてお聞かせをいただきたいと思えます。

続きまして、職員手当についてお伺いをいたします。職員手当の中でも、特に特殊勤務手当についてお伺いをさせていただきます。

川越地区消防組合で支給をされている特殊勤務手当は四種類あるかと思えますが、この特殊勤務手当の支給額について、最後に見直しが行われた時期について、まず一点目にお伺いをさせていただきます。

また、それぞれ火災出場、救急出場等、金額が設定をされておりますが、その金額の設定根拠はどのようなになっているのかお伺いをさせていただきます。

また、最後にこの金額を改正されたから、その後、特殊勤務手当に関する見直しや検討が消防組合の中でなされてきたのかどうかについても、あわせてお伺いをさせていただきます。

(忍田茂巳警防課長登壇)

○忍田茂巳警防課長 片野議員のただいまの御質疑につきまして御答弁させていただきます。

まず、一点目の、今後の車両整備計画についてということですが、車両整備計画につきましては、当消防組合で定めております車両更新基準及び自動車NOx・PM法並びに車両の使用現況、さらには予算の平準化等を含めて策定しております。

今後の計画につきましては、平成二十五年度は、化学車二台、救急車二台、警防車一台、その他の車両七台を含め計十二台で、予算総額は二億一千万円でございます。平成二十六年年度につきましては、はしご車一台で、予算額は一億九千万円でございます。平成二十七年年度につきましては、水槽付消防ポンプ自動車一台、消防ポンプ自動車二台、指令車二台の合計五台で、予算額は一億四千三百五十万円を予定しております。

二点目の、自動車NOx・PM法の規制に対する車両の関係です。

平成二十四年度から平成三十一年度の間に、常備四台、非常備三台の消防車両が規制対象になっております。常備消防につきましては、平成二十四年度に消防ポンプ自動車一台、平成二十五年年度に化学車一台、平成二十六年年度にはしご車一台、平成三十一年度にはしご車一台の整備を計画しております。非常備消防車両につきましては、平成二十四年度に川越市消防団第二分団一台、平成二十五年年度に川越市消防団古谷、山田分団の二台の整備を計画しております。

自動車NOx・PM法の規制対象になる車両の整備については、平成三十一年度をもって終了いたします。

次に、三点目の、消防資機材整備の計画、内容についてでございますが、初動消防力の強化を図るため、震災対応初動資機材及び高度救命処置用資機材を整備するものがございます。内容といたしましては、空気ボンベ、消防用ホース、潜水器具等の消防活動用資機材、救助用資機材のマンホール救助器具用資機材、陽圧式化学防護服及び個人用線量計のNBC災害用資機材を整備します。また、可搬式温風機

及び発電機の応急救護所用資機材、さらには高規格救急自動車更新に伴う高度救命処置用資機材四台を計画しております。以上でございます。

(勢ノ正夫川越西消防署長登壇)

○勢ノ正夫川越西消防署長 片野議員さんの大型ショッピングセンター建設に伴う消防署の周辺環境対応についてという御質疑の内容ですが、今月、三月上旬にショッピングセンターの責任者の方が来庁しまして、その中でいろいろ話し合いがなされたところですが、実は、ショッピングセンターは、車庫から十数メートルのところに入り口があるために、ショッピングセンター駐車場に入る一般車両が車庫前に停車してしまうのではないかと、そういう危惧がされておりました。その際、ちょうど三月上旬に来庁した方と協議した結果、車庫前に誘導員をつけるということで、万全を期してくれるというふうになっております。

さらに、現在、ショッピングセンター側としては、そのほかに十二カ所、例えば伊勢原通りの、伊勢原緑地のところへ出る団地の入り口ですとか、あるいはおいせ橋、ああいったところにも誘導員を立てると、そういうふうなことを聞いております。

今後、このショッピングセンターの入場状況を見まして、消防自動車への支障があるようであれば、またこの辺のところを協議したいと、そのように考えております。以上でございます。

(斉木利之総務課長登壇)

○斉木利之総務課長 ただいま御質疑がございました職員手当の特殊勤務手当に關しまして御答弁申し上げます。

特殊勤務手当を最後に見直した時期についてでございますが、これは平成十一年四月、手当の種類及び支給額等につきまして全面改正したのが最後でございます。

この特殊勤務手当の支給につきましては、川越地区消防組合消防職員の給与に關する条例第四条の規定及び川越地区消防組合消防職員の給与に關する規則第七条の規定に基づき支給しております。手当の種類といたしましては、火災等出場手当、

救急出場手当、救急救命処置手当、夜間特殊勤務手当の四種類の手当が支給されております。

続きまして、設定の根拠でございます。特殊勤務手当各種類の金額につきましては、地方交付税における単位費用算定に係る額を上限といたしまして、県内同規模消防本部等を参考に、改正の際の財政負担が大きくならないよう考慮し、設定したものでございます。

続きまして、最後に改正した以降の見直しに関する検討についてですが、平成十七年四月改正以降、手当額の改正は実施しておりませんので、検討というのは行っておりません。

現在の特殊勤務手当は、平成十六年十二月、総務省が指摘しております重複支給の観点から検討を要する手当の見直し要件にも該当しており、特殊勤務手当の支給要件に合致しているものでございます。しかしながら、手当額につきましては、同規模近隣消防本部等と比較し遜色はございませんが、十年以上経過していることなどを考慮しまして、構成市町の財政負担とならないよう調査検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

(片野広隆議員登壇)

○片野広隆議員 それぞれ御答弁をいただきました。

まず、川越西消防署管内のショッピングセンターにつきましては、オープンしてしばらくは、かなり混雑が予想されると思いますので、ぜひ緊急車両等の出動に支障がないように対応していただきたいというだけ申し上げておきたいと思えます。

職員手当について、最後にお伺いをさせていただきたいと思えます。特にこの特殊勤務手当であります、先ほど御答弁の中でも、火災等出場手当、救急出場手当、救急救命処置手当、夜間特殊勤務手当の四種類が現在支給されているというお話をいただきました。

管理者にお考えについてお伺いをさせていただきたいんですけども、川越地区

消防組合に消防職員として採用された方々が火災現場に出場する、救急現場に出場するというのは特殊な勤務に当たるとはどうか。本来の職責を果たされているのではないかと考え方もできるのではないかと思います。常にそうした救急の現場に出場して、生命の危険と隣り合わせになって活動されている方々に対して、一回ごとに特殊勤務手当という形で費用を支給していく方法と、基本給にきちんとそうした危険も織り込んで反映をしていく方法もあるかと思いますが、管理者として、この特殊勤務手当についてのお考えをお伺いさせていただきたいと思えます。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 片野議員さんの御質疑に対して御答弁申し上げます。

特殊勤務と呼ぶのかどうか、その点につきましては、名称として適当かどうかその辺の問題になるかと思いますが、こういう考え方をすればいいんじゃないかと思えます。消防職員は抽象的には危険を伴う職業に従事する、それはもう承知で、一般的に理解されているところでありますが、個々の出動に際して危険が具体化する、具体的危険に直面する、そういう場面に對する手当だというふうに考えれば、特殊勤務手当というふうにも呼んでもおかしくないと思えます。

一般的に、上乘せして、簡単に言えば給料を高くしておくという、そういう考え方もあろうかと思いますが、恐らく今のこの制度は、具体的危険に直面する回数に応じて上乘せしようと、そういう考え方に基づいているものだと思います。私は今までの、金額については、妥当性は精査する必要はあろうかと思いますが、私は今のままでよろしいのではないかとこのように考えます。以上です。

○江田 肇議長 他に御質疑ございませんか。一質疑なしと認めます。質疑を結びたいします。

討論に入ります。討論はありませんか。一討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程追加

○江田 肇議長 お諮りいたします。一般質問の通告がありますので、この際、一般質問についてを日程第十三として日程に追加し、これを議題とし実施したいと思いません。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、一般質問についてを日程第十三として日程に追加し、これを議題とすることに決定いたしました。

△日程第一三 一般質問について

○江田 肇議長 日程第十三、一般質問についてを議題といたします。

通告順に発言を許します。 桐野 忠議員。

(桐野 忠議員登壇)

○桐野 忠議員 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告してございます救急活動について、一般質問をさせていただきます。

まず、この救急活動についてでございますけれども、これまでもこの点について御質問等されているかと思えますけれども、消防組合議会議員になりまして初めてこの議会質問であり、これまで市民から救急に関する事で聞かれたことも多々あり、その中でも、例えば、もう少し早く来てもらいたいとか、来てみずぐに動かなかく、随分長くその場から動かないこともあるとか、高齢者の方から自分が倒れたらどう対応してくれるのだろうかということをお質問いただいております。そんな観点から住民の声として、確認も含めて質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、一点目ですけれども、組合管内での本年の救急年間件数で出場や搬送件数

の推移、また、そのうち新生児、乳幼児、また高齢者等の状況はどうかお伺ひをさせていただきます。

二点目に、消防のサイレンが聞こえたときに、私はよく電話で確認をさせていただきますけれども、その中で救急支援活動のためという音声がよく流れていることがございます。そもそもその救急支援活動とはどういうものがあるのか、確認のためにお伺ひをさせていただきます。

三点目に、最初に述べさせていただきましたように、救急車が到着したけれども、なかなか動かないという声の件ですけれども、察するところ、症状の確認だとか搬送先の病院の確認等が考えられますけれども、救急現場での活動内容を、現場到着から病院収容までで結構ですので、簡単で結構ですので教えていただきたいと思います。

以上、一回目とさせていただきます。

(岸田 隆救急課長登壇)

○岸田 隆救急課長 ただいまの桐野議員さんの御質問につきまして御答弁申し上げます。初めに、一点目でございます。救急年間件数及び新生児、乳幼児、高齢者等の概要についてでございます。

平成二十三年中の救急出場件数につきましては一万五千六百件で、前年と比較しまして四百十九件の増加となっております。また、救急搬送人員につきましては一万三千三百三十九人で、前年と比較しまして七十人の増加となっております。救急搬送人員一万三千三百三十九人のうち新生児、乳幼児、高齢者につきましては、新生児八十三人、乳幼児七百八十八人、高齢者六千二百八十一人となっております。特に高齢者の搬送が全体の四七・一%を占めております。

近年、高齢者の救急搬送事案につきましては増加傾向にあり、平成二十二年中は前年比としまして七百人の増、二十三年中は前年比としまして三百九十五人の増でございます。

なお、平成二十三年中の高齢者の救急搬送人員六千二百八十一人の事故種別につきましては、急病が四千二百七十八人、六八・一％、一般負傷が九百四十四人、一五％、その他、転院搬送等七百二十一人、一一・五％の順となっております。

続きまして、二点目の、救急支援活動についてでございます。

救急支援活動は、P.A.連携ともいまして、消防車と救急車が出場します。出場する消防車には救急有資格者の消防隊員が同乗しております。応急手当処置資機材を携行して、救急隊の支援、連携活動を行います。その消防隊による救急支援活動につきましては、内規の警防規程に基づき、重篤な傷病者を迅速に搬送すること及び活動隊員の安全確保を目的として実施しております。

救急支援活動の出場計画基準といたしましては、収容搬送が困難な場合、直近救急隊が出場中で重篤傷病者が発生した場合、高速自動車道、また四車線幹線道路上の救急事案、悪天候状況等により要支援の場合、ドクターヘリコプター要請の場合などがございます。

平成二十三年中の消防隊による救急支援出場につきましては、救急出場件数一万五千六百件の五・八％に相当する八百八十三件に出場しており、内訳につきましては、収容搬送が困難な事案五百六十五件、直近救急隊が出場中で重篤傷病者の発生事案百九十二件、その他高速道路事案等の安全確保のための出場事案百二十六件となっております。

続きまして、三点目の、救急現場活動、現着してから病院収容についてでございます。

救急業務には、単に搬送だけではなく、傷病者の症状に適した観察及び必要な応急処置を施し、速やかに適切な医療機関に搬送することを責務としております。当組合の二十三年中の救急現場到着時間は、平均で八・二分でございます。救急隊現場活動時間につきましては、平均二十二・六分でございます。

救急隊が医療機関搬送までに行う観察及び応急処置は、救急隊員が行う応急処置等の基準に基づいて実施しているところでございます。具体的には、観察項目とい

たしましては、傷病者の生命徴候、血圧測定、問診等から状態を把握し、応急処置を施しております。

応急処置の実施状況といたしましては、酸素投与、止血、除細動等、救命救急処置を含み二十五項目ございまして、平成二十三年中で五万六十二件を実施しているところでございます。

また、医療機関収容に関する問い合わせにつきましては、原則、救急現場または救急車内で実施しておりまして、平成二十三年中の平均救急医療機関問い合わせ回数につきましては一・八回でございます。

今後適切な観察、応急処置を施し、医療機関と連携を密にして、救急需要の対応を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

(桐野 忠議員登壇)

○桐野 忠議員 それぞれ御答弁いただきました。

救急出動内容をお聞きしましたけれども、一万五千六百件、前年より増加している、そのうち高齢者は全体の四七％を超えているということで、非常に多いということがわかりました。また、乳幼児、新生児ですと、新生児が〇・六％、乳幼児が五・九％ということで、大事な子供たちの救急支援は非常に重要なことだと思えます。

以前お聞きしましたら、川越市は、埼玉医科大学総合医療センターがあるので、他市に比べて恵まれているということでございます。また、報道であるような妊産婦等のたらい回しでも、事例がないというふう聞いております。

本年、医師会が建設されます夜間救急診療所も始まりますし、連携も密にぜひとっていただきながら、引き続き万全な体制をとっていただきたいと、このように思っています。

また、救急支援活動内容も理解をさせていただきました。命を守るさまざまな救急活動、困難な場合も結構あるようでございますけれども、そういった命を守る救急活動を行う署員の皆様には感謝の思いでいっぱいでございます。今後あるかもし

れません大きな震災等でも、日ごろからの救急支援の活動が生かされると思いますが、想定外が出ないような体制づくりもあわせてよろしくお願いしたいと思っております。

さて、二回目の質問ですけれども、一回目にお答えいただきました救急車の到着から搬送までの取り組みをお伺いいたしました。観察項目、また応急処置等さまざま行われている、こういったことを住民の方々は知らない方が多いのではないのでしょうか。一生懸命取り組まれているわけですから、その活動を知っていただくということによって安心をしていただけるのではないかと思います。

そこで、質問ですけれども、住民へのこのような周知は行うべきだと考えますが、そういった方法で今行っているのか、またその周知方法等はどうなのかお伺いをさせていただきます。

次に、救急現場におけるいち早い対応、先ほどの御答弁では、到着が八・二分で、活動時間が平均二十二・六分ということでございましたけれども、やはりいち早い対応が重要と考えます。全国で活躍を始めております救急医療情報システムの考え方とか、画像電送システム等の導入をどのように考えているのか、この点をお伺いさせていただきますまして、二点目とさせていただきます。

(吉沢照雄次長登壇)

○吉沢照雄次長 ただいまの桐野議員さんの二回目の質問についてお答えさせていただきます。

救急現場活動について、住民への周知はどのように行われているかということですが、消防組合では、応急手当の重要性や救急車の適正利用について、広報紙等を利用して普及啓発を図っております。

救急現場活動の周知につきましては、当組合が主催します救命講習及び救急フェア等で、直接住民の前で救急隊員による現場活動の模様を展示したり、救急医療週間を中心に各種イベントに参加し、救急資機材及びパネルを利用し、救急業務に対する住民の正しい知識を深めていただいております。

今後も、広報媒体や各種機会をとらえ、多くの住民の方に救急現場活動への理解と協力をお願いしていきたいと考えております。

続きまして、救急活動における救急医療情報システムについてでございますが、救急現場における救急医療情報システムにつきましては、救急隊員の救急搬送において搬送先医療機関を選定する場合に使用するもので、このシステムを活用することにより、傷病者の適正な病院選定及び現場滞在時間の短縮が期待できます。今後は、消防救急デジタル無線の整備にあわせ構築を図ってまいります。

また、画像電送システムでございますが、これは電話や無線など音声による情報を活用していましたが、救急隊員が救急現場から傷病者の情報を医師に対してリアルタイムで電送することにより、適切な指示、指導、助言を得ることができます。国が実施しております実証実験結果を踏まえ、検討していきたいと考えております。以上でございます。

(桐野 忠議員登壇)

○桐野 忠議員 三回目になります。

それぞれお伺いをいたしました。住民への周知も、工夫して今後も行っていただきたいと思えます。また、救急活動における救急医療情報システム等も、ぜひ今後の課題として御検討していただければと思います。

最後になりますけれども、救急医療情報キットについてお伺いをいたします。

本人氏名、住所、生年月日、血液型、かかりつけ医、病名、常用薬、アレルギー、健康保険者番号、緊急連絡先等が書かれた安心カードを保管容器に入れて冷蔵庫等に入れておくものでございますけれども、近年ではカード式もあるようでございます。

一回目の御答弁では、搬送者数が多いのは高齢者でした。急病も六八・一％ということでした。高齢者人口がふえるということでございます。今後も対応がふえるのではないのでしょうか。また、単独世帯なんかもふえているとお伺いをしております。こういった場合、現場到着から搬送の内容からも、いち早い情報収集



は必要不可欠だと思います。

秋田県で行われた消防隊員による意見発表会で、最優秀賞受賞者の方の話の中で、この救急医療情報キットの必要性が語られたという情報もあります。

救急医療情報キットは、近年、多くの自治体で使われ始めておりまして、調べていただきましたら、県内では二十自治体、また全国では三百十三カ所で行われておられるということになりました。その中でも消防局等が作成をしている、例えば長崎や横浜、大きな都市では消防が中心となつて作成をしているようにございます。実際にお使いになるのは主に救急隊員ということ、災害でも非常に有効的だと思えます。ぜひ使い勝手のよいものを消防組合として、川崎市、川島町と連携をとつていただきながら検討していただきたいと思いますけれども、この考えをお聞かせいただきまして、一般質問とさせていただきます。

○大河内弥一消防局長登壇  
○大河内弥一消防局長 救急医療情報キットにつきまして御答弁を申し上げたいと思います。

この救急医療情報キットにつきましては、安心して暮らせる地域づくりを推進するために、一般的には、ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯、あわせて障害者等に救急及び緊急時に迅速な対応ができるよう、先ほどありましたとおり、緊急の連絡先またはかかりつけ医療機関などの情報を容器に入れて保管すると、要請があった場合ににつきましては、現場に出動した消防職員がその情報をもとに災害活動、また救急現場活動を行うと。大変有効性の高いものであるというふうには認識をしております。

ただ、やはり情報管理の問題、またはその情報の更新をどういうふうにするかという点がございまして、既に実施している消防本部等々から情報を得まして、当消防組合の担当部署でさらに検討を重ねさせていただきます。構成市町であります川崎市、また川島町の担当部署と調整をしながら、また検討しながら、前向きに考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○江田 肇議長 小野澤康弘議員。

(小野澤康弘議員登壇)

○小野澤康弘議員 議長より発言の許可をいただきましたので、通告いたしました一般質問を行いたいと思います。

昨年の三月十一日の東日本大震災から一年が経過したのは言うまでもございませんが、被災された方々は、たくさんの方が命を落としまして、また家族もなくし、家までも奪われ、まとも壊滅をいたしました。そうした中、行政や国の各機関であります自衛隊、警察、消防、各関係機関を中心に、地域、地元自治体やボランティア支援者による復旧が現在でも引き続き行われております。

また、震災に対する支援につきましては、既に平成二十三年度川越地区消防組合議会第二回臨時会の協議会の中で報告も受けておりますが、岩手県陸前高田市、福島県福島市、本宮市へ派遣をされた職員の方々の任務におかれましては、この場をかりまして改めて敬意を表するところでございます。

そのような中、今、私たちは、そういったいわゆる災害、有事のときに一番国民に頼られ、または期待される機関の再認識をさせられたことも事実であるかと思えます。私は、そのような機関の一つとして、我が地区の消防組合も同様と考えております。

私も、川越地区消防組合議会の議員として、今議会で四回目の議会でありましてけれども、まだまだ未熟であります。今回の一般質問は、大規模な災害が発生したときの備え、また組合の広域の訓練等を含めた中で、日ごろの住民にとって最も信頼できる消防機関の情報の提供により少しでも公助を理解し、自助、共助による住民の力が発揮できればと思ひ、表題を掲げたわけでございます。

そこで、まず、一点目でございますけれども、大規模災害に対する広域の訓練についてでございます。現在、川越地区消防組合がかかわる広域訓練とはどのようなものがあるのかお尋ねをいたします。また、広域訓練に対する課題があれば、こちらのほうもお聞きしたいと思います。

次に、最近、新聞やテレビなどでも、盛んに首都直下型の地震の想定について報道が流されております。また、発生する確率までもが示されておりまして、とても心配であります。

そこで、お伺いいたしますが、たしか三月九日だったと思えますけれども、新聞の記事によりますと、首都圏直下型地震も想定されているため、所沢市、狭山市、入間市の三市が非常招集訓練を実施するという報道がなされたような気がいたします。この訓練に対しましては、どのような訓練を行ったのか、主催者、内容、また参加者など含めてお尋ねいたします。

また、当組合では、三月十一日でありますけれども、どのような訓練が行われたのかお伺いいたします。

また、当組合では、住民参加型の訓練はどのような形で行っているのか、こちらのほうもお伺いいたします。

次に、ここ震災後一年間、特に市民の方や自治会の関係者の方々より、私が何点か相談を受けているがございます。現役の消防職員、また現役の消防団の方々などは、先ほども申し上げましたが、火災や災害時の任務については、とても頼れる存在であることは言うまでもございません。そのような職務を経験なされている消防職員のいわゆる退職者または消防団の退職者を地域防災や災害時の支援者並びに指導者として生かす制度化を行い、組織づくりの必要があると考えておりますが、このようなことを実施されている市町村があるのかお伺いをいたします。

次に、消防広域化についてお伺いいたします。川越地区消防組合議会でも、この件につきましては既に議論がなされているようにも思われますけれども、確認のため、消防広域化の概要と、現状はどのようなようになっているのか、わかる範囲で結構でございますので、お伺いをいたします。

以上、一回目でございます。

(忍田茂巳警防課長登壇)

○忍田茂巳警防課長 ただいまの小野澤議員の一般質問について御答弁させていただきます。

きます。

組合の行っている広域訓練とはどのようなものがあるか、また課題についてでございますが、当消防組合が訓練をしています大規模災害に対する広域訓練としては、緊急消防援助隊合同訓練、埼玉県特別機動援助隊合同訓練、九都県市合同防災訓練があります。

緊急消防援助隊の合同訓練には、関東ブロック合同訓練及び全国合同訓練がございます。関東ブロック合同訓練につきましては、二十三年度は十一月一日、二日、長野県で実施されました。平成二十四年度は、十一月二十九日、三十日に朝霞市の陸上自衛隊朝霞訓練所を中心として訓練が計画されております。全国合同訓練につきましては、五年に一度実施されます。二十二年五月四日、五日に愛知県知多市において実施されました。

埼玉県特別機動援助隊合同訓練につきましては、埼玉県下七消防機関の機動救助隊、埼玉県防災航空隊、十の医療機関からなる埼玉DMATで構成され、年間を通じて研修が行われております。また、このほか、年一回の合同訓練を実施しております。

九都県市合同防災訓練につきましては、一都三県及び関東地区の政令指定都市五市の合計九都県市で九月一日に開催しております。二十三年度は、川口市で実施予定でしたが、悪天候のため中止になりました。二十四年度は、飯能市を中心に予定しております。

また、課題としましては、いずれも消防機関を初めとする多くの防災機関が参加する大規模な訓練であるため、関係機関の調整をつかさどる本部機能の確立が訓練の課題となっております。

二点目の、三月十一日に所沢市が行った訓練はどのようなものか、また川越地区はどのような訓練を行ったか。住民参加型の訓練は行っているかということで、三月十一日に所沢市が行った訓練につきましては、消防本部の主催により、消防、消防団、警察、病院、自治会、合計三百四十五人が参加して行われました。自治会は

負傷者役として参加し、近隣の狭山市、入間市からは消防車が一台ずつ参加しております。

三月十一日に当消防組合が行った訓練としましては、当消防組合管内を震源として大規模地震が発生したとの想定のもと、消防局全職員を対象として、被害状況の情報収集、震災時における消防部隊運用、全国から応援に駆けつける緊急消防援助隊に対する受援体制の強化などを主眼に置いた震災対応訓練を実施いたしました。この訓練に川越市消防団も参加しております。また、川島町消防団では、事前通告なしの参集訓練を実施し、震災に対する意識の向上に努めております。

次に、住民の参加する訓練につきましては、川越市、川島町が主催する川越市総合防災訓練、川島町総合防災訓練のほか、平成二十二年度には埼玉県西部ふれあい拠点整備事業に伴い、旧川越福祉センターにおいて多彩な訓練を実施いたしました。解体予定の建築物を利用し、一カ月間の訓練期間を設け、最終日には総合訓練として、消防団も参加し大規模な火災対応訓練を実施し、地域住民の方々にも見学として参加していただきました。以上でございます。

(大久保愛一郎次長登壇)

○大久保愛一郎次長 先ほどの小野澤議員の質問に対して御答弁をさせていただきます。

まず、一点目が、消防職団員の退職者を地域防災の支援者として組織づくりを実施している市町村はあるのかという御質問に対しまして御答弁申し上げます。

埼玉県内におきましては、退職消防職員並びに退職消防団員による支援組織を設置している市町村は現在のところございません。しかし、聞いたところによりますと、戸田市消防本部におきましては、そのような組織の設立に向けて取り組みが図られていると聞いております。

なお、全国的に見ますと、比較的規模の大きな自治体を中心として設置が進んでいるところでございますが、主な都市といたしましては、横須賀市、和歌山市、宮崎市、愛知県岡崎市、兵庫県西宮市においては、退職した消防職員、消防団員を地

域防災支援者として登録いたしましたして、大規模災害時には現役時代に身につけた知識や経験を活用する消防活動支援隊という形で設立されているという状況でございます。

続きまして、消防広域化の概要と現状についてということで御答弁申し上げます。まず、消防広域化の概要につきましては、平成十八年六月十四日に、今後の消防体制のあり方に関する調査検討会の中間報告や、消防審議会の市町村の消防の広域化の推進に関する答申を踏まえ、消防組織法の一部を改正する法律が公布、施行され、消防広域化が法制化されました。

改正法では、市町村の消防広域化の推進のため、消防庁長官は基本指針を定め、都道府県においては、自主的な市町村の消防広域化を推進する必要があると認める場合、その市町村を対象とした推進計画を定め、さらに、広域化の対象となった市町村は、消防広域化を行おうとするときは、広域消防運営計画を定めるものとされており。

消防庁長官が定めた基本指針につきましては、平成十八年七月十二日、市町村の消防広域化に関する基本指針として告示されまして、この指針を受け、埼玉県では平成二十年三月に埼玉県消防広域化推進計画を策定しております。この埼玉県消防広域化推進計画におきましては、県内を七つのブロックに分け広域化を推進することとされており、当消防組合を構成する川越市、川島町はこの第三ブロックに所属しております。

県内の消防広域化の現状につきましては、所沢市、狭山市、入間市、飯能市、日高市の五市を構成市とする第四ブロックにつきましては、昨年十二月にそれぞれの市議会において組合規約が議決されまして、平成二十五年四月一日に埼玉西部消防組合として広域化を図る計画となっております。また、加須市、久喜市、幸手市、宮代町、白岡町、杉戸町の三市三町を構成市町とする第七ブロックにおきましては、平成二十二年一月に協議会を設立し、同じく平成二十五年四月一日に広域化を図る計画となっております。

なお、第七ブロックにつきましては、埼玉県消防広域化推進計画策定当初、構成市とされてきました羽生市と蓮田市が、平成二十三年十一月に同ブロックの協議会から退会しております。

当組合が所屬しております第三ブロックを含めた他のブロックにつきましては、現状では大きな進展はなく推移しているのが現状でございます。以上でございます。

○江田 肇議長 暫時休憩いたします。

午後三時十分 休憩

午後三時十五分 再開

○江田 肇議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(小野澤康弘議員登壇)

○小野澤康弘議員 それでは、二回目の質問を行いたいと思います。

ただいま、るる御答弁をいただきました。

広域化に関しましては、概要と現状を確認させていただきましたが、改めて管理者に確認をしたこともありですのでお伺いいたしますけれども、広域化の概要と現状の中で、本組合が所屬するブロックは第三ブロックというふうにご答弁いただきました。私も、これにつきまして資料をちよつと見させていただきますところ、大変広いエリアであり、十市十一町というようないことが記載してありました。

一回目の質問の中でも広域の訓練等を確認させていただきましたが、また、さらには、昨年の東日本大震災という大変広域にわたる災害が発生したことも事実でございます。このようなことを経まして、川越地区の消防広域化に対する考え方を確認したいと思えますけれども、過去の議論によりますと、たしか管理者は、平成二十一年三月だったと思えますけれども、ちょうど新しい市長さんになられ、また管理者に就任したばかりだったと思えますけれども、その中でもある程度お話はされているのかと思えますけれども、こちらに関しまして、改めて広域化に対する考えを管理者のほうから確認をしたいと思えますので、お願いいたします。

また、一回目の質問の中でも、広域訓練につきましてお答えいただきました。いろいろと広域性の高い訓練で、職員の方、また、これは川越地区に限らず、この関係者は御苦労されているようでもあります。そこで、先ほど何度も申し上げておりますけれども、住民がいざというときに信頼、期待をするのは、やはり消防の機関等でもございます。せつかくの訓練でありますので、ふだん一般の訓練や、また特に余り知られていない広域性にかかわる訓練の模様など、職員の活躍をもつとPRされたらどうなのかというふうにご答弁を確認しながら感じたわけでございますけれども、全般的に、住民の方も震災以降、困ったときにだれかを助けたいというボランティアの活動を持たれている方もたくさんおられるようにも思います。

これは、きょうの朝日新聞でありますけれども、震災後のきずなを実感ということで八六%、震災に寄附や何らかの支援活動を行いたいと答えた人が八五%にも上ったという世論調査もございます。そしてまた、大きな災害があったとき、あなたの地域では助け合っていくことができそうだと思うかとの質問に対しましては、約七割近い方ができそうだというような数字も、きょうの新聞には載っております。私は、そういった職員の方が訓練されている活動の模様とかが実際にPRによりまして、地域の防災の自助や公助に力強く伝わるものと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

また、こちらも、消防団員の確保や住民の企業ボランティアなどの意識の啓蒙などにも、PRを含め、消防機関が主体となる、ある程度専門的な住民参加型の訓練も必要と思えますけれども、こちらのほうはいかがでしょう。

また、最後になりますけれども、消防職員退職者または消防団退職者の地域防災の支援者の必要性につきまして、よその自治体等ではあるのかという確認をさせていただきますが、御答弁でいきますと、県内にはまだないということでありまして、戸田市消防本部は具体的にその設立に向けて取り組まれている。また、全国で見ますと、比較的大きな自治体では設置が進んでいるところがあるというようない御答弁をいただきました。

地域防災の支援者並びに指導者ということでございますけれども、私は、そういったことが他の自治体等で積極的に進められているところも、また進めるよう取り組まれているところもあるということでありますので、またここで一つお伺いいたしますが、現在、本市でも、自主防災組織の組織化につきましては着々と進んでいくというお話も聞いております。地域では、既に消防職団員の退職者の方も自治会等で御活躍をされているところもございしますが、さらに一歩進めまして、このような方々を地域防災の支援者並びに指導者として、当消防組合がある程度の制度をつくり、組織化できるようなことを計画できないかどうか、また考えられないかお伺いいたしまして、私の一般質問といたします。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 御答弁申し上げます。広域化の問題でございます。

東日本大震災のような広域災害に対する当消防組合の対応といたしましては、既担当者から答弁がございましたように、広域災害に対する総合的な訓練を実施するほか、さまざまな合同訓練に参加するなど、広域災害への対応を強化しているところでございます。このような広域訓練は、今後さらに強化していく必要性があると考えております。

消防の広域化につきましては、国が示す広域化をする消防本部の規模が管轄人口三十万人を目安としていること、また昭和四十八年に川越市と川島町とで既に消防組合を設立し、広域化を図っていることなどから、埼玉県消防広域化推進計画における広域化は今のところ必要ないものと考えております。以上です。

(大河内弥一消防局長登壇)

○大河内弥一消防局長 二点目の、住民参加型の消防訓練とPRということでございますけれども、住民参加型の消防総合訓練、これはさらに推進を図る必要があるのかなというふうに考えております。

ちなみに、当消防組合におきまして自治会等を対象にした訓練、指導を含めますけれども、二十二年度につきましては八十八団体で実施しております。二十三年

度につきましては、やはり東日本大震災というのを踏まえておりまして、九十九団体というふうにふえてきております。この点につきましては、地震の切迫性を考えていったときに、やはり何らかの形で、昨年の三・一一を一つの大きな契機として、住民と我々消防機関とがコミュニケーションをとりながら推進していく大事な事業であるというふうに考えておりますので、今後につきましては、さらに推進を図りたいと考えております。

もう一点、当消防組合で行われている訓練に対するPRでございますけれども、一応大きな訓練等については、パブリシティシートを提出しております。ただ、なかなかそれを取り上げていただけないというのが現状でございますので、この点につきましても、やはりPRの必要性を重んじて、今後も積極的にやっていきたいというふうに考えているところでございます。

三点目の、退職した消防職員、また退団した消防団員を地域の防災支援者という形で制度化できないかという御質問でございますけれども、過去に、平成七年の阪神・淡路大震災のときに、あの当時、情報がなかなかとれないということで、アマチュア無線が大分利用された。それを踏まえて、平成八年だと思いましたが、川越地区消防関係アマチュア無線局非常通信協議会というのを設立しております。これは職員、現職またはOB、消防団の現職またはOBで構成をしております。定期的に定期通信訓練はやっているところでございます。

阪神・淡路大震災以降に、国のほうで防災士制度というのが発足しております。これについては、試験を受けて、それで防災士になっていただいて、地域の自主防災等々の防災リーダーになっていただくとうと、こういった制度でございます。これにおきましては一部改正がございました、消防職員管理職、消防士長以上だと思いましたが、これについては申請をすれば防災士になれるというふうなことも変わってきておりますので、そういったことも考えながら、また退職される職員または退団された消防団員の協力を得ながら、こういった制度も積極的に設立する。手法についてはなかなかわかりませんが、既に実施されている消防本部等々から

情報を得ながら検討し、進めてまいりたいというふうにも考えております。以上でございます。

○江田 肇議長 若海 保議員。

(若海 保議員登壇)

○若海 保議員 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

昨年三月十一日に発生しました東日本大震災においては、大変多くのとうとい命が奪われました。また、被災地の復興には、まだまだ多くの時間がかかるようでございます。

最近の新聞、テレビ等で首都直下型地震が発生した場合等の報道を見ると、大変不安になるわけでございます。私たち市民の生命、財産を守り、安全・安心な地域のために日々活動をいただいております消防関係各位の今後のますますの御努力をお願いいたします。

そこで、二点について質問させていただきます。

まず、一点目として、消防救急無線のデジタル化についての中で三点質問させていただきます。

消防救急無線デジタル化は、何年度までに整備しなければならないのか。

二点目として、消防救急デジタル無線のアンテナは、どこに位置に設置を計画しているのか。

三点目として、消防救急デジタル無線にかかわる今後の予定についてをお伺いし、一回目とさせていただきます。

(洪谷 徹指揮統制課長登壇)

○洪谷 徹指揮統制課長 ただいまの若海議員の質問につきまして御答弁申し上げます。

まず、消防救急無線のデジタル化について、三点ほどございました。

一点目といたしまして、消防救急無線のデジタル化は何年度までに整備しなければ

ならないのかという御質問でございますが、消防救急無線のデジタル化につきましては、既存のアナログ方式の百五十メガヘルツ帯周波数の使用期限が平成二十八年五月三十一日までと定められており、埼玉県は、埼玉県消防救急無線の広域化・共同化推進協議会を設置しまして、整備方針を示しました。この整備方針の中で、平成二十六年、平成二十七年を整備期間としまして、平成二十八年から運用を開始していくとの方針が示されたことから、当消防組合におきましては、協議会の方針に沿いまして、平成二十六年に整備をし、平成二十七年に試験運用、平成二十八年からの運用開始をしようとするものでございます。

次に、二点目でございますが、デジタル無線のアンテナはどこに設置を計画しているのかということでございますけれども、消防救急デジタル無線のアンテナ塔の設置場所につきましては、消防局の庁舎の移転計画に沿いまして、新庁舎において設置する計画で進めてまいりました。しかしながら、新庁舎の建設が先送りになったことに伴いまして、アンテナ塔の設置場所につきましては検討中でございます。

なお、川越市、川島町におきましては、地形が平たんでございますので、設置は一カ所を予定しております。

次に、三点目でございます。消防救急デジタル無線にかかわる今後の予定ということでございますけれども、平成二十四年度に電波伝搬調査及び基本設計、平成二十五年度に実施設計と免許の申請を実施いたしまして、平成二十六年に機器等の整備調達、平成二十七年から瑕疵担保期間としての試験運用、それから、二十八年からの運用開始とすることを組合の計画としております。以上でございます。

(若海 保議員登壇)

○若海 保議員 それぞれ答弁をいただきました。

次に、現消防庁舎についてお伺いします。大分老朽化が進んでおりますが、新庁舎建設に向けて順次検討いただいていると思っておりますが、今後の予定について二点をお伺いします。

消防救急無線のデジタル化と新庁舎建設の実施時期について、二点目として、老

朽化に伴う川越地区消防局の建設についてどうお考えになつておられるか伺います。

(齊木利之総務課長登壇)

○齊木利之総務課長 ただいま御質問がございました消防救急無線のデジタル化と新消防庁舎建設の実施時期の調整につきまして御答弁申し上げます。

新消防庁舎建設につきましては、当面事業を先送りすることに伴いまして、庁舎整備にあわせて消防救急無線のデジタル化を実施するとしていた当初の計画を見直すこととなっております。消防救急無線のデジタル化への移行期限を考慮した場合、庁舎整備と同時期に実施することは困難な状況であることから、それぞれの事業を合理的かつ効果的に実施するため、さまざまな可能性を調査し、検討してまいりますと考えております。

続きまして、老朽化に伴う川越地区消防局の建設について、どのように考えているのかということについてでございますが、新消防庁舎建設の考え方につきましては、平成二十二年度当初に、消防組合副管理者である川越市副市長を委員長に、川越市総務部長及び消防局長を副委員長とし、川越市及び川島町の部課長等をもって建設検討委員会を設置し、その下部組織として、川越市総務部長を部会長に、消防局長を副部会長に、川越市、川島町及び消防局の関係課長を部会員とした建設検討部会をあわせて設置いたしました。検討を進めてきたところでございます。

建設計画の概要でございますが、大規模災害を想定した防災体制を構築し、市民、町民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図ることが重要であることから、消防本部、消防署機能のほかに、川越市、川島町の防災拠点機能の整備を図る方針としております。

建設計画を早期に実現させていくためには、建設用地の選定が第一でありますことから、消防・防災拠点として効果的な場所をできるだけ早期に選定いたしまして、委員会、部会等でさらに検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○江田 肇議長 以上をもって全通告者の質問は終わりました。これをもって一般質

問を終わります。

△閉 会

○江田 肇議長 以上をもって川越地区消防組合議会第一回定例会の議事全部を終わりました。よつて、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後三時三十八分 閉会

△会議の結果

日程第一

会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二

議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第三

地方自治法第二百一十一条の規定による出席者の報告につ

日程第四

出席者の一覧表を配布した。

日程第五

会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第六

監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

日程第七

報告書の提出について

報告書の提出について

日程第八

専決処分報告について

報告書の説明と報告を受けた。

日程第九

川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する

条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第八 議案第二号 川越地区消防組合執行機関の附属機関に関する条例の

一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第九 議案第三号 川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を

定めることについて

原案可決

日程第一〇 議案第四号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

を定めることについて

原案可決

日程第一一 議案第五号 平成二十三年度川越地区消防組合一般会計補正予算（

第二号）

原案可決

日程第一二 議案第六号 平成二十四年度川越地区消防組合一般会計予算

原案可決

日程第一三 一般質問について

議員三人が一般質問を行った。